

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

該当する方に下線を引く

年 月 日

郡山市長

届出者 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇電機株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(担当者) 郡山工場 総務課 〇〇

電話 024 (000) 0000

工場立地法第 6 条第 1 項（第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号。以下「一部改正法」という。）附則第 3 条第 1 項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

よく間違いが見受けられます。随時改正があるため、必ず現行の日本標準産業分類を確認し記入してください。

1	特定工場の設置の場所	〒963-0000 福島県郡山市〇〇町〇〇番地			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	産業分類番号業種 2 7 1 9 その他の事務用 機械器具製造業	製 品 名		
			変 更 前	変 更 後	
			計 算 機 タイプライター —	同 左 同 左 複 写 機	
3	特定工場の敷地面積	変更前	90,000 m ²	変更後	90,000 m ²
4	特定工場の建築面積	〃	17,000 m ²	〃	20,500 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙 1 のとおり	15,500 m ²		19,000 m ²
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙 2 のとおり	18,800 m ²		25,700 m ²
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙 3 のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙 4 のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造 成 工 事 等		年 月 日	
		施 設 の 設 置 工 事		令和 3 年 4 月 1 日	
※ 整 理 番 号		※ 備 考			
※ 受 理 年 月 日					
※ 審 査 結 果					

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ 8 欄を除く。）に記載すること。
 - 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ 8 欄を除く。）に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第 8 条第 1 項による変更の届出の場合は、1 欄及び 9 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

【記入例】

様式 B

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

該当する方に下線を引く

年 月 日

郡山市長

短縮申請をする際は様式第1ではなく
こちらの申請書をお使いください。

届出者 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
〇〇電機株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
(担当者) 郡山工場 総務課 〇〇
電話 024 (000) 0000

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒963-0000 福島県郡山市〇〇町〇〇番地			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	産業分類番号業種 2 7 1 9 その他の事務用 機械器具製造業	製 品 名		
			変 更 前	変 更 後	
			計 算 機 タイプライター —	同 左 同 左 複 写 機	
3	特定工場の敷地面積	変更前	90,000 m ²	変更後	90,000 m ²
4	特定工場の建築面積	〃	17,000 m ²	〃	20,500 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	15,500 m ²		19,000 m ²
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	18,800 m ²		25,700 m ²
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造 成 工 事 等		年 月 日	
		施 設 の 設 置 工 事		令和3年 4月 1日	
※ 整 理 番 号		※ 備 考			
※ 受 理 年 月 日					
※ 審 査 結 果					

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ8欄を除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (m ²)		増減面積 (m ²)
		変更前	変更後	
計算機組立工場	セー 1	7,000	7,000	0
タイプライター組立工場	セー 2	6,500	5,000	-1,500
機械工場	セー 3	2,000	2,000	0
複写機組立工場	セー 4	なし	5,000	+5,000
生産施設の面積の合計		15,500	19,000	+3,500 (-1,500+5,000)

増加面積の合計と
減少面積の合計を
記入してください。

- 備考 1 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第8条の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積には、法第7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄には、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面 積		
		変更前	変更後	増 減
南 側 緑 地	リ－1	2,800	2,800	0
西 側 緑 地	リ－2	1,500	1,500	0
東 側 緑 地	リ－3	6,000	6,000	0
管 理 棟 周 辺 緑 地	リ－4	2,100	2,100	0
北 側 緑 地	リ－5	なし	1,200	+1,200
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		12,400 m ²	13,600 m ²	+1,200 m ²
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面 積		
管 理 棟 屋 外 緑 地	ジ－1	なし	500	+500
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計		0 m ²	500 m ²	+500 m ²
緑 地 面 積 の 合 計		12,400 m ²	14,100 m ²	+1,700 m ²
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面 積		
グ ラ ウ ン ド	カ－1	6,400	6,400	0
テ ニ ス コ ー ト	カ－2	なし	1,200	+1,200
体 育 館	カ－3	なし	4,000	+4,000
緑地以外の環境施設の面積の合計		6,400 m ²	11,600 m ²	+5,200 m ²
環 境 施 設 の 面 積 の 合 計		18,800 m ²	25,700 m ²	+6,900 m ²

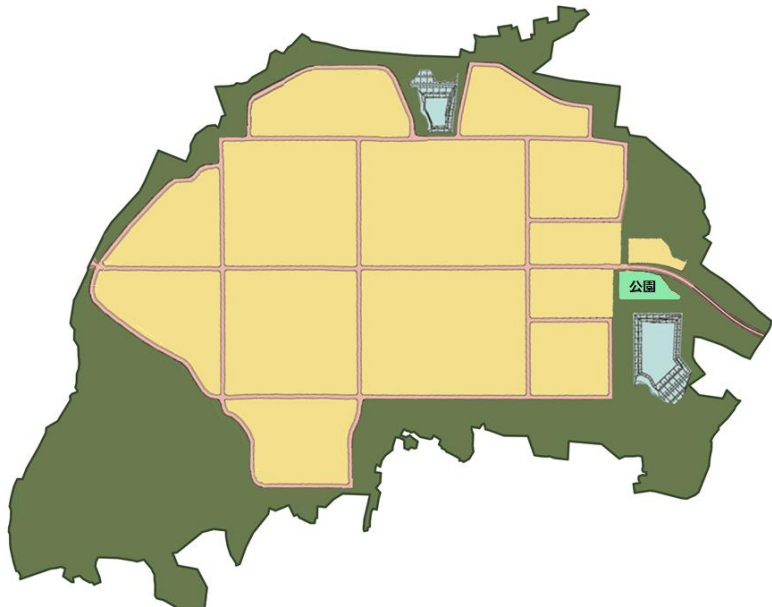
2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ－1、リ－2、リ－3、カ－1	リ－1、リ－2、リ－3、 リ－5、カ－1、カ－2、 カ－3	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	16,700 m ²	23,100 m ²	+6,400 m ²
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	1. 南側は国道に面しているため、周辺環境との調和美観に配慮した。 2. 西側は田・畑及び学校予定地となっており、将来の状況を勘案し、緑地・グラウンド等環境施設を重点的に配慮した。 3. 東側は住宅・病院用地であり、その生活環境に対する影響を最小にするため、緩衝緑地帯を十分に設けた。		

備考 1 緑地の名称には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において「セ－1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リ－1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあつては「ジ－1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カ－1」と読み替えるものとする。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称		西部第一工業団地		
工業団地の所在地		福島県郡山市上伊豆島一丁目 外		
工業団地の面積		1,475,038 m ²		
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計		758,164 m ²		
工業団地共通施設の面積の合計		555,703 m ²		
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	511,274 m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	0 m ²		
うち緑地以外の環境施設	面積	8,961 m ²	種類	公園
その他の共通施設	面積	35,467 m ²	種類	調節池
その他の面積	面積	161,171 m ²	種類	道路・水路
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明				

- 備考 1 この様式には、工業用地に当該特定工場の新設等が行われる場合にあって法第8条第1項の規定による届出以外の新設等の届出をする場合にのみ記載すること。
- 2 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。
- 3 この様式に該当する工業団地は、郡山西部第一工業団地及び郡山西部第二工業団地であり、その他の工業団地等は記載する必要がありません。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称		西部第二工業団地			
工業団地の所在地		福島県郡山市待池台地内			
工業団地の面積		2,463,096 m ²			
工業団地内の全工場又は 全事業場の敷地面積の 合計		1,741,550 m ²			
工業団地共通施設の面積 の合計		517,453 m ²			
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	259,844 m ²			
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	0 m ²			
うち緑地以外の環境施設	面積	164,525 m ²	種類	公園	
その他の共通施設	面積	93,083 m ²	種類	配水池・調節池	
その他の面積	面積	204,093 m ²	種類	道路・用水路	
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明					

- 備考 1 この様式には、工業用地に当該特定工場の新設等が行われる場合にあって法第8条第1項の規定による届出以外の新設等の届出をする場合にのみ記載すること。
- 2 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。
- 3 この様式に該当する工業団地は、郡山西部第一工業団地及び郡山西部第二工業団地であり、その他の工業団地等は記載する必要がありません。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計		m ²		
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設面積	面積	m ²	種類	
事業者の負担する総額		設置費用	円	
		維持管理費用	円	
うち届出者の負担費用		設置費用	円	
		維持管理費用	円	
隣接緑地等に配置に関する概略図 その他の説明				

備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

整理番号

事業概要説明書

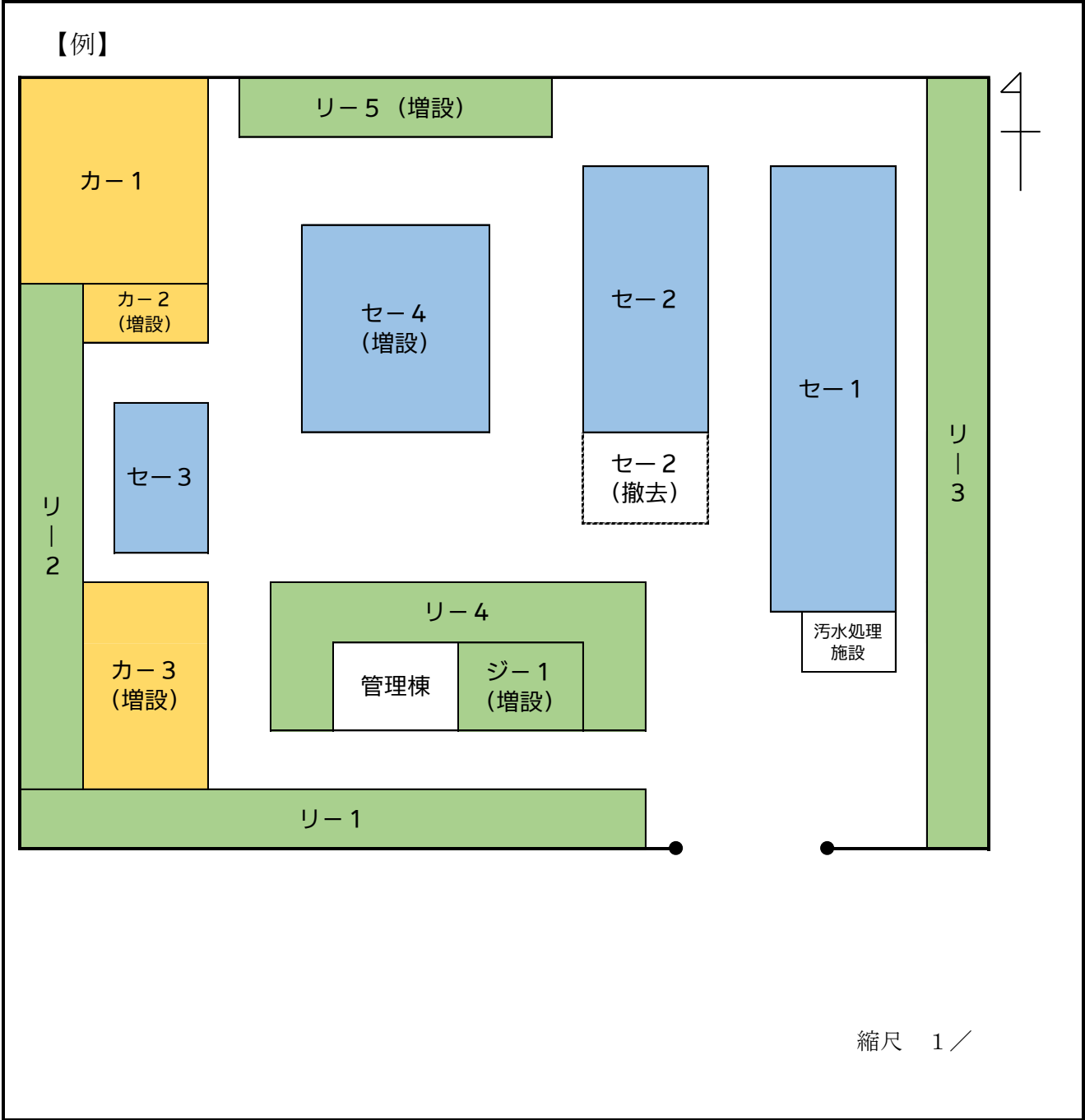
1	生産開始の日（操業開始 平成 9 年 8 月 1 日）										令和 3 年 1 0 月 1 日							
2	主要製品別生産能力及び生産数量																	
	製 品 名		生 産 能 力				生 産 数 量											
	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後							
	計算機		同左		50,000（台／月）		50,000（台／月）		40,000（台／月）		40,000（台／月）							
	タイプライター		同左		10,000		8,000		8,000		6,000							
	—		複写機		—		10,000		—		8,000							
3	水源別工業用水使用量														計 3,000（単位：トン／日）			
	上 水 道		工業用水道		河川表流水		井 戸 水		そ の 他		回 収 水		海 水					
	変更前	変更後					変更前	変更後										
	1 5 0 0	2 0 0 0					1 0 0 0	1 0 0 0										
4	電力の使用量														計 50,000（単位：KWH／日）			
	買 電 に よ る 電 力 使 用 量								自 家 発 電 に よ る 電 力 使 用 量									
	変更前		40,000		変更後		50,000											
5	従業員数														計 1,070（単位：人）			
	職 員	男	変更前	変更後	工 員	男	変更前	変更後	計	男	変更前	変更後						
		50	50	400		500	450	550										
		女	20	20		400	500	420		520								

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。（例 トン／日、㎡／月等）

備考 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A4 を用いて下さい。

備考 3 製品名は日本標準産業分類による四桁分類で説明している程度の内容で記入して下さい。

様式例第2
生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示すると共に、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～2に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	90,000 m ²	うち自己所有地	60,000 m ²
都市計画法上の区域区分 (※右記の該当項目を○で囲んで下さい。)	☒ ①工業専用地域 ④住居系地域 ⑦非線引都市計画区域 ②工業地域 ⑤商業系地域 ⑧都市計画区域外 ③準工業地域 ⑥市街化調整区域 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図 縮尺 1／		特定工場の用に供する土地の説明 ・○○工業団地 自社所有地（宅地） 60,000 m² 借地（宅地） 30,000 m² 計 90,000 m²	

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

年 月 工事の種類		工 事 の 日 程											
		R3年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成（埋立）工事													
生産施設の設置工事													
施設の名称	施設番号												
タイプライター 組立工場	セー 2	← 除去工事 → (4/1) (5/15)											
複写機 組立工場	セー 4	← (4/1)						→ (9/30)					
									← 操業開始 →				
									(10/1)				
環境施設・緑地の設置工事													
施設の名称	施設番号												
北側緑地	リー 5			← 設置工事 → (6/1) (7/31)									
管理棟 屋上緑地	ジー 1			← 設置工事 → (6/1) (7/31)									
テニスコート	カー 2	← 設置工事 → (4/15) (5/31)											
体育館	カー 3			← 設置工事 → (6/1) (9/30)									
その他の主要施設の設置工事													

備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～2に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種別を工事の種類の欄に明記して下さい。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。